

指導的立場にある者による子どもへの性犯罪について

(現状と問題)

教師、保育士、学童保育指導員、スポーツ指導者、塾講師、芸能関係者等子どもに対して指導的立場にある者からの子どもに対する性犯罪が多発しているにもかかわらず、多くが不問にされている現状(最近の検挙された事件については添付資料参照)

(特徴)

- ・子どもが警戒しない、抵抗できない
- ・グルーミング(子どもを手なづける行為)により性行為に及ぶ
デビューさせてやる、番組、映画に出してやる、試合に出してやる・・・

(不問とされる理由)

- ・子どもの訴えを大人が信用しないことが多い
- ・保護者が訴えないことも多い
- ・被害者の保護者以外の保護者が加害者である指導者側に立つこともある
- ・被害を訴えても学校、スポーツ団体等が指導者側に立ち、十分な調査・処分をしない。
処分しても甘い処分。
- ・保護者、学校・スポーツ団体などは警察に通報しないことが多い。
- ・警察に通報し警察が捜査しても、親密な関係にあるため抵抗できなかったことにつき同意があったなどと解釈され、不起訴あるいは無罪とされる場合が少なくない

※「強引なセックスは、会ったことのない人が行くとレイプと認められるが、同じ行為も知人が行くと認められない。レイプの大部分は知人あるいは親密関係にある人が侵すものであるから、レイプの大部分は法的にはレイプと認められない。」(ジュディス・L・ハーマン「心的外傷と回復」中井久夫訳)

(必要な対策—法整備の必要)

- 1 子どもと接する業務から性犯罪前歴者を排除する制度の創設
—幅広く対象とする必要
- 2 これらの職場における性犯罪防止対策の推進—「子ども性被害保護法(仮)」を制定し、国が指針を策定しその遵守義務を課する
- 3 子どもに対する性犯罪を行った者、行おうとするものを知った場合の警察への通報義務
- 4 グルーミング行為の禁止
—禁止するグルーミング行為を、改正刑法で規制された行為より幅広く拡大するとともに、「子ども性被害保護法」で、ストーカー規制法の例にならい、刑罰でなく、警察の警告で対応できることとするなど、幅広く迅速に子どもを守る対応が可能な制度改正が必要
- 5 地位利用性交罪の創設
—指導的立場にある者の性行為につき、改正刑法の運用が、今までどおり子どもの抵抗が不十分だから不起訴・無罪とする運用であれば、「地位利用性交罪」の創設が必要

(参考)

強い立場にある男からの弱い立場にいる女性に対する性行為の強要は、芸能界はじめ少なからずの業界で行われているようであり、これらの分野における対策も必要(資料4)

(添付資料)

学童保育施設等、スポーツの場における子どもへの性犯罪の事例について

[学童保育施設等におけるもの]

○2020年12月、神奈川県の学童保育施設で女子児童にわいせつな行為をしたとして、同施設で勤務し児童らと日常的に接する仕事をしていた男を強制わいせつの疑いで逮捕。男は人目につかない場所に女児を連れて行き、わいせつ行為をしたという。男は施設を解雇され
たが、その後に同様の施設で勤務していた。

○2020年10月、東京都の知的障害児向けの学童施設で小学生の女児に十数回繰り返し性的暴行を加えるなどしたとして、施設に勤務していた男を強制性交等と強制わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法違反（製造）の疑いで逮捕

○2017年5月、千葉県船橋市で、盗撮用カメラを仕掛けようと勤務する学童保育施設のトイレに忍び込んだ男を逮捕。同市に採用される前は、県内の他の三つの市で同様の仕事に就いていた。

○2016年5月、熊本市内にある児童預かり施設で小学校低学年の女児にキスをしたとして、強制わいせつ容疑で同市の非常勤職員の男を逮捕

○2016年5月、新潟県内の学童保育の団体行事で訪れた宿泊施設で、行事に参加し就寝中だった女児の服を脱がせ、体を触るなどした女児の体を触ったとして学童保育施設に勤務していた男を強制わいせつの疑いで逮捕

○2013年から2015年にかけて、茨城県で学童保育所経営の男が、学童保育所に通っていた13歳未満の男児13人に対し学童保育所、送迎の車の中で74回にわたりわいせつな行為をし、その様子を撮影していたとして逮捕

○2014年1月、横浜で障害児の学童保育を行うNP0職員の男が、送迎の車の中で11歳女児の下半身触りその様子をスマホで撮影したとして逮捕

○2014年1月、札幌で学童保育所元指導員の男が、夏休みのイベントで引率員としてキャンプ場で宿泊した際、9歳女児の下半身を触るなどしていたとして逮捕

○2012年1月、新潟県の学童保育施設で勤務していた男が、団体行事に参加し、宿泊施設で就寝していた女児を就寝中に服を脱がせ、体を触わるなどしていたとして逮捕

[小学校のボランティアや補助員に応募してきた者によるもの]

○2019年、東京都内の小学校で悩み相談を受けるボランティアだった男が、男子児童の自宅を訪れわいせつな行為をしたとして、逮捕

○2012年、大阪市教育委員会の非常勤嘱託職員が学校支援ボランティアの訪問先で児童へのわいせつ行為で逮捕。この男は大学生時代にボランティアで参加した野外活動中にも同様の行為をしたとして強制わいせつと児童ポルノ禁止法違反（製造）で逮捕されていた。

○2011 年、横浜市内の小学校から小学生の男児を連れ去ったとして、小学校で行われた行事のボランティアの一員として参加していた男を逮捕。

○2010年、神戸市の小学校で支援学級の補助員になった男が、教室で男児に対するわいせつ行為で逮捕

○2010年、兵庫県西宮市の小学校で、自然学校に随行する有償ボランティアの指導補助員に応募してきた男が、男児多数に対するわいせつ行為で逮捕

○2010年、横浜市の小学校で、教員志望で教育ボランティアになった大学生の男が、女児に
対するわいせつ行為で逮捕

[ベビーシッター業務におけるもの]

○2020年、ベビーシッターマッチング業者大手に登録する男のシッター2名が保育中の子どもにわいせつ行為をしたとして逮捕。一人の男は、ボランティア団体に所属し、キャンプに参加した男児へわいせつ行為で逮捕されていた。

○2014年3月、自称保育士の男が、インターネットの仲介サイトを利用して兄弟の男児を母親から預かり、兄を死亡させた。男は、それ以前預かった子どもの裸を撮影するなどしていた。殺人罪、児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）で懲役26年の判決

[スポーツ指導の場におけるもの]

○2023 年 4 月、最大規模のスポーツクラブ会社の都内のスポーツクラブで水泳指導員をしている大学生が 3 歳の女児をクラブ内の女子トイレに連れ込んでわいせつ行為を働いたとして、逮捕。

○2021 年 8 月、大阪府で高校の野球部のコーチが、複数の男子部員にわいせつ行為をしたとして逮捕

○2021 年 2 月、滋賀県で武道の教室の指導者が、練習開始前に女児を屋外に連れ出し、キスをするなどのわいせつ行為をしたとして逮捕

○2019 年 8 月、栃木県の旅館で、合宿に来ていた女子中学生のサッカーチームのコーチの男が脱衣所に小型カメラを設置して盗撮しようとしたとして迷惑行為医防止条例違反で逮捕

○2019 年 2 月、札幌市でスポーツ少年団におけるミニバスケットボールの指導者の男が小学生女兒にキスするなどして強制わいせつ罪で逮捕

○2019 年、愛知県でスポーツ教室の教え子であった小学生女兒にわいせつ行為をしたなどとして逮捕

○2018 年、沖縄県でスポーツクラブの元コーチが、複数の女子中高生のクラブの選手に対して、マッサージを装い体を触ったなどとして準強制わいせつ罪で逮捕

[学習塾におけるもの]

○2023 年、四谷大塚の講師 2 名が、教室内で教え子の女兒児童多数を盗撮、女子児童の個人情報を SNS などに流出させていた。

○2021 年 3 月、東京都練馬区の学習塾経営者が、当時教え子だった 10 代の少女に対して塾内で服の中へ手をいれ、キスをしたなどとして逮捕。

○2019 年から 2020 年にかけて、川崎市宮前区で塾経営者が教室内で男子生徒のズボンの中に手を入れるなどわいせつ行為をしたとして逮捕。男は「20 人くらいにやった」と供述

資料 2

虐待通報を受けても親が虐待を否定すれば「虐待でない」と認定するなど児童相談所の虐待リスク判断が極めて甘く、救えたはずの命が救えない虐待死事件の続発について

- 1 親が虐待を否定すれば、傷があっても、子どもが「だれそれからやられた」と被害を訴えても、「虐待でない」と判断—親の言いなりに判断
- 2 警察、医師等他機関や住民の危険性の指摘を無視・軽視する
- 3 交際男、同居男の調査をしないまま虐待リスクを甘く判断

(児童相談所が警察に連絡・連携しないまま、虐待死に至らしめた事件のごく一部)

—虐待でないかとの通報を受け家庭訪問しても—

- 子どもに傷があっても、親が「転んだ、壁にぶつけた、知らない」などと説明すると「虐待でない」と判断(神戸市、千葉、福岡、北九州市など多数)
- 子どもに傷があり、誰それにやられたと証言しているのに、親が「虐待ではない」と説明すると「虐待でない」と判断(香川、神戸市、奈良など多数)
- 乳児が腕を骨折し、医師が虐待の疑いありと指摘しているのに、父親が虐待を否定すると、「虐待でない」と判断(千葉)
- 親が面会拒否しても「親との信頼関係が重要」とその後児童の安否確認せず(東京)
- 母親の交際男による虐待が疑われたが、交際男の調査せず(岡山市、奈良)

—虐待案件としてある程度の期間対応していても—

- 子どもに傷が多く、「母親に毎日のように殴られる、逃げたい」と訴えているにもかかわらず、「緊急性はない」と判断し、子どもを保護せず(岡山市)
- 11 回家庭訪問し 2 回しか会えなかったにもかかわらず、問題なしとして放置(東京)
- 冬休み明け児童が長期欠席し、親の「親戚の家に行っている」との説明を真に受け、調査もせず放置(千葉)
- 同居男が出現し、母親の友人から「このままでは子どもが殺される」と通報があっても、虐待リスクの評価変えず(摂津市)
- 祖母から「孫は無事でしょうね。殺されないでしょうね」と何度も相談があったが、虐待リスクの評価変えず(福岡)
- 深夜女兒を墓地に連れ出し裸にし(保護者らは注意するためと説明)、保護した警察から「命の危険がある」と通報を受けても虐待リスクの評価変えず(岡山市)
- 女兒が長年不登校で虐待の疑いがあり家庭訪問したが、親に面会拒否されそのまま放置—実際には監禁されており、女兒は 18 歳になり自力で逃げ警察に保護(福岡市)

構造的に、一つの機関だけの少ない情報で、一つの機関だけでリスクを判断することは甘くなる危険性が高い上、強い立場にある親の言い分をうのみにし、他機関の意見を無視する傾向が強く、必要な調査も行わない児童相談所だけで虐待リスクの評価を行っていることが最大の問題。人手不足が原因ではない。このような仕組みを放置する行政・政治の責任。

学校がいじめ事案につき被害生徒でなく加害生徒側に立ったと指摘されている事例

被害生徒でなく加害生徒側に立った対応及び被害者・遺族に対する不適切極まりない発言

- 「いじめは確認できない」として事件を調査せず、「ささいなけんか」「仲間同士のよくある遊び」「軽微な事案」として放置
- 隠ぺい、生徒のアンケートの改ざん、被害生徒の転学願を教頭が無断で作成、転学理由にいじめと記載せず一身上の都合と記載する等
- 暴力・犯罪に当たるいじめをした加害生徒を警察に通報しない
- 被害生徒の訴えを信じない
 - ・加害生徒の言い分を真に受け被害生徒に「いじめはない。うそをつくな。加害生徒に謝罪しろ」と強要
 - ・いじめはなかったのではないかと小学2年に1時間半にわたって問い詰める
- 被害生徒は転校し、加害生徒は出席停止となることもなく、「何もなかったかのよう」に在籍—いじめ加害者の出席停止ゼロ(2019年度)
- 被害者や遺族に対するありえないほどの不適切極まりない言動
 - ・(自殺した生徒の保護者に対して校長が)「不慮の事故にしてもらえないか」
 - ・いじめの被害生徒に自主退学を求める
 - ・(いじめの加害生徒が恐喝罪で逮捕された際校長が)「金の要求は冗談でいじめではなかった」
 - ・「犯人捜しのようなことをすると、人権擁護団体からクレームがくる」
 - ・(アンケートで自殺の練習をさせられていたという回答があったにもかかわらず、加害生徒にその真偽を尋ねなかった理由として)「いじめた側にも人権があり、教育的配慮が必要と考えた」
 - ・(月命日に遺族宅を訪れた市教委の職員が自殺した生徒の母親やその友人に対して)「きょうはパーティですか」
 - ・対策を求める被害生徒の母親に「加害生徒には未来がある」
 - ・自殺した生徒の遺族に向かって「その子たち(いじめた側の生徒たち)のことをですね、加害者とおっしゃっていただくのを是非勘弁していただきたい」(名古屋市教育委員会委員長)
 - ・調査報告書の内容を他言しないように遺族に求める書類への署名を求め拒否される
 - ・加害生徒の学ぶ権利が大事
 - ・いじめ自殺の加害生徒を警察が書類送検すると「一度警察が入ってしまうと、生徒との信頼関係は無くなってしまう」と発言。

資料 4

セクハラ被害を訴えても企業、大学、芸能関係組織等が加害者側に立つ、あるいは有効な対策を講じなかった事例、被害者が泣き寝入りを強いられていることを示す調査結果など

○日本最初のセクハラ裁判と言われている事例(1992 年 4 月)

被害を訴えた女性を会社が退職させた

日本初のセクハラ裁判が教えてくれること《前編》 - 性暴力を考える - NHK みんなでプラス

←このような企業、官庁、大学等の対応は今でも枚挙にいとまがなく、発覚するのは被害者が訴えた場合などごく一部に限られる

○自衛隊における事例(朝日新聞 2023 年 10 月 31 日)

海自幹部、セクハラ被害者に加害者との面会強要 うつ病退職の原因に

○大学における事例

・2022 年 3 月、早稲田大の男子学生が、女性准教授から性行為の強要を含むセクハラがあったとして、准教授と早稲田大学に 750 万円の損害賠償を求める訴訟を提起。男子学生は大学のハラスメント防止委員会に調査を申し入れたものの、准教授は性交渉を認めず同委員会は「違法行為はなかった」との結論を出していた。男子学生は「大学側は先生の主張を一方的に採用し、性行為があったとする(自分の)主張は一方的に嘘つきだという。・・・他に方法はなかった」と訴えた。(日刊ゲンダイ 2022. 3. 26)

・2022 年 2 月、上智大学の教授が当時学生の女性と不適切な関係を持ったとして、懲戒解雇処分とされた。2021 年 4 月元学生の女性から 10 年にわたりセクハラやアカハラを受けたとして慰謝料を求める訴訟が提起。同年 9 月この問題が報じられると同大学の学生団体が教授の行為に抗議し大学側に適切な処分と再発防止を求める署名活動を行っていた(2022 年 3 月 7 日弁護士ドットコムニュース)。

○☐般社団法☐本芸能従事者協会「芸能従事者ハラスメントアンケート結果(4 1 8 回答 2022 年 6 ☐～8 ☐)」

セクハラを見聞きした人の割合 73.5%

うち、性経験・性生活の質問、卑猥な話や冗談 50.6%、不必要に身体をさわられた 35.5%、食事や交際をひつこく求められた 28.8%、性的関係の強要 25.4%、レイプ(同意のないセックス)をされた 11%

ハラスメントを受けた時にだれかに相談した人の割合 51.9%

相談しなかった理由

相談しても解決しないと思った 66.7% 問題が大きくなると面倒 49.4% 不利益を被るおそれ 47.8%

○フリーランス・芸能関係者へのハラスメント実態アンケート(2019 年 9 月 フリーランス協会)から、被害の具体例

・取引先に私的な交際を迫られ、それでも仕事の関係者なのでやんわりとお断りしました

ところ、逆上され毎日ひどいメールを送り付けられた。こちらも応戦せざるを得なくなる
と、色んな理由を付けてお金を支払ってくれなかった。(女性 40 代、広報)

・社長から打ち合わせ後にホテルのバーに連れていかれました。早めに帰ろうとしたら、
手を握られました。拒否して帰りましたが、以来、それまでべた褒めだった私の原稿をこ
とごとくけなすようになりました。(女性 20 代、脚本家)

・編集者に漫画(仕事)の話として飲みに誘われたが、自分の男性性アピール(「妻も子もい
るが自分はまだ男としてイケると思う」、こちらに視線を向けながら好みの AV シチュエー
ションを語られる 等常識のない対応を受けた。(女性 20 代、漫画家)

・元大学教授の財団理事長から、ヒアリングの場所を、日帰りの難しい距離にある別荘を
指定された。双方の仕事場が都内にあるのに、毎回、別荘以外では会わないと電話で言わ
れる。(女性 40 代、研究職)

・主催者の自宅で稽古をすと言われて行ったら、お酒を飲まされて性的な行為をさせら
れた。(女性 20 代、女優)

・性的な関係を迫られてお断りしたら、知らないうちに周りに「あいつは女癖が悪い」と
噂を流され、結果仕事を振られなくなった。(男性 30 代、声優)

参考 映画界、文芸界、出版界の性加害の実態を指摘する小説、記事

○井上荒野「生皮 あるセクシャルハラスメントの光景」(朝日新聞出版)

○東京新聞 2023 年 5 月 10 日 「大波小波」欄

井上荒野の新刊「生皮 あるセクシャルハラスメントの光景」(朝日新聞出版)は、まさ
に出るべくして世に放たれた小説だ。小説講座の人気講師が性暴力で告発されることから
始まるこの物語は、日本中のあらゆるところでまさに現在進行形で起きている性暴力、性
搾取の実相が描かれている。加害者の認知のゆがみ、加害者を擁護する男性目線を内面化
し女性たち。被害者の受けるセカンドレイプと自己責任論の押し付け。いま、映画界のセ
クハラが明らかになってきているが、ここに描かれているように、文芸界、出版界におい
ても、そこかしこで、多くの女性が生皮をはがされるような被害を受け、傷ついている。
多大な影響力のある作家、編集者を告発しても、作家タブーや版元の擁護によって、その
声はいともたやすく押しつぶされる。

(ただし、同紙同年 5 月 9 日同欄には次の記事も・・・

・・・例えば荒木経惟のいない写真史、園子音のいない映画史は成立するのだろうか。広
河隆一の名を欠いた報道写真史はどうだろう。・・・)

ビジネスと人権に関する指導原則について

○国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011 年 3 月 21 日）

11. 企業は人権を尊重すべきである。これは、企業が他者の人権を侵害することを回避し、関与する人権への負の影響に対処すべきことを意味する。

13. 人権を尊重する責任は、企業に次の行為を求める。

- a. 自らの活動を通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処する。
- b. たとえその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止または軽減するように努める。

17. 人権への負の影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかという責任をもつために、企業は人権デュー・ディリジェンスを実行すべきである。そのプロセスは、実際のまたは潜在的な人権への影響を考量評価すること、その結論を取り入れ実行すること、それに対する反応を追跡検証すること、及びどのようにこの影響に対処するかについて知らせることを含むべきである。人権デュー・ディリジェンスは、

- a. 企業がその企業活動を通じて引き起こしあるいは助長し、またはその取引関係によって企業の事業、商品またはサービスに直接関係する人権への負の影響を対象とすべきである。
- b. 企業の規模、人権の負の影響についてのリスク、及び事業の性質並びに状況によってその複雑さも異なる。
- c. 企業の事業や事業の状況の進展に伴い、人権リスクが時とともに変りうることを認識したうえで、継続的に行われるべきである。

○責任あるサプライチェーン等における 人権尊重のためのガイドライン（令和 4 年 9 月 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省 庁施策推進・連絡会）

4.2.1.2 自社の事業等が人権の負の影響に直接関連している場合

自社が引き起こしたり、又は、助長したりしていないが、自社の事業・製品・サービスと直接関連する人権への負の影響が生じている場合には、企業は、その負の影響そのものに対処できないとしても、状況に応じて、負の影響を引き起こし又は助長している企業に対して、例えば以下のように、影響力を行使し、若しくは、影響力がない場合には影響力を確保・強化し、又は、支援を行うことにより、その負の影響を防止・軽減するように努めるべきである。

4.2.1.3 取引停止

取引停止は、自社と人権への負の影響との関連性を解消するものの、負の影響それ自体を解消するものではなく、むしろ、負の影響への注視の目が行き届きにくくなった り、取引停止に伴い相手企業の経営状況が悪化して従業員の雇用が失われる可能性が あったり するなど、人権への負の影響がさらに深刻になる可能性もある。 このため、人権への負の

影響が生じている又は生じ得る場合、直ちにビジネス上の関係を停止するのではなく、まずは、サプライヤー等との関係を維持しながら負の影響を防止・軽減するよう努めるべきである。したがって、取引停止は、最後の手段として検討され、適切と考えられる場合に限って実施されるべきである。他方で、そもそも取引停止が適切でない場合があることはもちろん、適切であるとしても不可能又は実務上困難と考えられる場合もある。取引を停止する場合、取引を継続する場合、いずれも、人権への負の影響の深刻度については考慮されなければならない。下表のような責任ある対応が期待される。

参考

○会社法 362 条 4 項、5 項で、大会社に内部統制体制、コンプライアンス体制の整備義務が課せられている

○東京都暴力団排除条例

（事業者の契約時における措置）

第 18 条 事業者は、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に係る契約を書面により締結する場合には、次に掲げる内容の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。

一 当該事業に係る契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該事業者は催告することなく当該事業に係る契約を解除することができること。

二 工事における事業に係る契約の相手方と下請負人との契約等当該事業に係る契約に関連する契約（以下この条において「関連契約」という。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該事業者は当該事業に係る契約の相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができること。

三 前号の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、当該事業に係る契約の相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合には、当該事業者は当該事業に係る契約を解除することができること

NP0 法人シンクキッズがこれまで提出した子どもへの性犯罪防止対策を求める要望書

2015 年 10 月 21 日 子どもを性の対象とすることを容認しない法改正を求める要望書

2021 年 3 月 3 日 子ども虐待・子どもへの性犯罪ゼロを目指す法改正を求める要望書

2021 年 9 月 9 日 DBS 制度の創設等による学童保育施設その他の子どもに日常的に接する業務、子どもと接 するスポーツの場からの性犯罪者の排除、性犯罪防止対策の推進及びその取組につき新設 される「こども庁」の所掌とすることを求める要望

2022 年 2 月 14 日 子ども虐待・子どもへの性犯罪対策・子どもの被害回復のより一層の充実のため の法制度の整備及び「こども家庭庁」における関係機関の縦割りの解消、連携態勢の整備等を求める要望書

下記 URL から要望書本文を見ることができます

[子どもへの性犯罪、DBS 制度、児童ポルノ、JK ビジネス | Think Kids \(シンクキッズ\) こどもの虐待・性犯罪をなくす会](#)